2024 年度(令和6年度)北海道相談支援従事者研修(サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け研修)募集要領

R6.3 改定

社会福祉法人はるにれの里 特定非営利活動法人きなはれ

1 研修の目的

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の定期生活円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技術を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 研修名称

北海道相談支援従事者研修(サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け研修)

3 実施場所

オンライン (eラーニング)

4 募集期間・研修期間・定員等

夯未	切 修 別 间 『 足 貝 守			
日程区分	募集期間 〈受講可否郵送日〉	研修期間(修了期間)	実施方法	定員
第1日程	2024年(令和6年)4月5日(金)~ 4月18日(木)【必着】 <4月30日頃に受講可否を郵送予定〉	5月27日(月)~ 6月17日(月)	e ラーニング	180 名
第2日程	5月24日(金)~ 6月6日(木)【必着】 〈6月17日頃に受講可否を郵送予定〉	7月16日(火)~ 8月5日(月)	e ラーニング	180 名
第3日程	7月19日(金)~ 8月1日(木)【必着】 〈8月13日頃に受講可否を郵送予定〉	9月9日(月)~ 9月30日(月)	e ラーニング	180 名
第4日程	9月20日(金)~ 10月3日(木)【必着】 <10月15日頃に受講可否を郵送予定〉	11月11日(月)~ 12月2日(月)	e ラーニング	180 名
第5日程	11月29日(金)~ 12月12日(木)【必着】 <12月25日頃に受講可否を郵送予定〉	1月20日(月)~ 2月10日(月)	e ラーニング	180 名
第6日程	2025 年(令和7年) 1月17日(金)~ 1月30日(木)【必着】 < 2月10日頃に受講可否を郵送予定〉	3月10日(月)~ 3月31日(月)	e ラーニング	180 名

[※]研修期間の始まりの時間は9時、最終日は15時までとする。

5 研修カリキュラム

研修内容

別紙1「研修カリキュラム」に基づき、講義及び演習により実施する。

- 6 講師氏名、所属、専門分野、略歴、業績 本研修を担当する講師は、別紙5の通りとする。 なお、やむを得ない事情により講師は変更することがある。
- 7 研修修了の認定方法・欠席の取り扱い(出欠の確認方法、成績評定方法、修了の認定方法等)
 - (1) 出欠の確認方法: E-ラーニングについては、LMSを使用し、事務局側で進捗状況を管理する。
 - (2) 成績評定方法:試験等は行わないが、全日程の受講を行うこと。E-ラーニングの場合はテスト等を行うことで自己評価を行う。
 - (3) 修了の認定方法:受講決定後、期間内に全カリキュラムを受講することを条件とする。

- (4) 受講決定の取消等:受講申込者及び受講決定者が、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として不適任である行為をしていたことを確認した場合については、北海道と協議の上、受講決定の取消、又は研修修了証書を発行しないこととする。
- (5) 研修期間について: 研修期間内に e ラーニングでの視聴を終えること。期間を過ぎた場合は修了証書を発行しないこととする。
- 8 受講資格 ※別紙2 別紙3 別紙4

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する北海道内の指定障害福祉サービス事業所(開設予定を含む)においてサービス管理責任者・児童発達管理責任者の業務に従事する者もしくはその予定者。

- *サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者となる要件を満たすためには、「サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者基礎研修」と本研修を受講し、2 年間の 0JT 期間を経て、「サービス管理責任者/児童発達支援管理実践研修」の受講が必要となります。
- 9 募集期間、申込及び受講決定通知方法等

<u>申込については、法人(設立予定は含まない)の推薦がある者に限る。</u> 申込は北海道内の事業所職員に限る。

(1) 申込方法

所定申込様式をメールに添付して送信ください。

注意点>>

- ■メールで添付 送信先 sabijimuke@bird.ocn.ne.jp
- ・申込様式 1 ・ 2 ⇒ 必要箇所に入力を頂きメールで添付ください PDF等加工せずに、エクセルの様式そのままで添付してください。
- ・メールの件名は⇒<u>第〇日程</u> <u>サビ児管向け研修</u> のあとに <u>法人名</u> 1通のメールに1名の添付とします(複数人添付はお控えください)
- ※申込期限内のみ受付させて頂きます。
- ※受講希望者が多数の場合は、1事業所から1名の受講とさせていただきます。
- ※申し込み多数の場合、優先順位の高い順に選考します。
- ※記載漏れがないかご確認ください。不備がありますと受付できない場合もありますのでご了承ください。
- 10 受講料及び徴収方法、キャンセル規定

受講料 10,000円

・決定通知郵送時に案内する所定の銀行への振込による納入とする。

納入期間は指定する締切日とする。(振込手数料は申込者の負担とする)

銀行振込証を持って領収証とする。

締切日を超えて振り込みが確認できない場合は、受講を取り消したものとみなす。

キャンセル料規定

e ラーニング開始前:全額返金(振込手数料を除いた金額)

e ラーニング開始後:返還は行わない

11 修了証書

本研修を修了した者には、修了証書を交付する。(再発行は行わない)

12 シラバスの掲載に関して

本研修の内容が記載されたシラバスに関しては、当法人の HP にて掲載します。 特定非営利活動法人きなはれ ホームページ 『 http://kinahare.net/ 』

13 その他

新型コロナウィルスの影響により、日程・募集人数の変更や本研修の延期もしくは中止となる 場合がありますことをご了承願います。

14 問い合わせ先

〒064-0821

札幌市中央区北 1 条西 20 丁目 1-1 ラントレボー601

特定非営利活動法人 きなはれ 就業・生活応援プラザとねっと 北海道サービス管理責任者等研修 事務局

電話:080-9009-0347 (メールでの問合せは受付できません)

FAX: 011-640-2778

平日 9:30—17:00

(サービス管理責任者の<u>要件</u>、障害福祉サービス事業所の<u>指定に関する問い合わせ</u>)

- →各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課事業指導係
- →<u>札幌市内・旭川市内・函館市内に関しては各市役所</u> 札幌市内に関しては、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 旭川市内に関しては、旭川市福祉保険部指導監査課 函館市内に関しては、函館市保健福祉部指導監査課

(児童発達支援管理責任者の要件、障害児通所支援事業所等の指定に関するお問い合わせ先)

- →各総合振興局 (振興局) 保健環境部社会福祉課事業指導係
- →<u>札幌市内・旭川市内・函館市内に関しては各市役所</u> 札幌市内に関しては、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 旭川市内に関しては、旭川市福祉保険部指導監査課 函館市内に関しては、函館市保健福祉部指導監査課

振興局名	電話番号
空知総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0126-20-0109
石狩振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	011-204-5864
後志総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0136-23-1936
胆振総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0143-24-9841
日高振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0146-22-2559
渡島総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0138-47-9536
檜山振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0139-52-6654
上川総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0166-46-4982
留萌振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0164-42-8319
宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0162-33-2985
オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0152-41-0690
十勝総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0155-27-8518
釧路総合振興局保健環境部社会福祉事業指導係	0154-43-9254
根室振興局保健環境部社会福祉課事業指導係	0153-23-6915

2024年度(令和6年度)北海道相談支援従事者研修 (サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け研修)カリキュラム

	科目	里先達又振官垤員は有向い 切修) カリヤュノム 内 容	時間数
		17 日 人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と	
	相談支援(障害児者支援)の目的	人間の専威、基本的人権の専 重 の ための 文 援 の 息 味 と 価値を理解する。また、利用者理解、利用者の自己選択・	90分
	(講義 1)	個個を理解する。また、利用有理解、利用有の自己選択・ 自己決定の重要性について理解するとともに、障害児	
		者の地域での生活の実情について理解する。相談支 援の基本的価値観は、障害者の権利に関する条約の趣	
		旨に基づくべきことを理解する。	
	相談支援の基本的視点(障害児者支援の基	エンパワメント及び本人を中心とした(本人の選択・	60分
	本的視点①	注シバッグラー及び本人を中心とした(本人の選択・ 決定)支援を実施するに当たり、相談支援(障害児者	0 0 71
	(講義2)	支援) の基本的な姿勢にいて理解する。利用者又は障	
	(神我 <i>と)</i>		
		害児の保護者(以下利用者等」という。)の意思及び人格	
		を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われ	
		るものでなければならないことを理解する。	
	相談支援の基本的視点(障害児者支援の基	同上	90分
	本的視点②		
	(講義 2)		
		本人を中心とした(本人の選択・決定)支援を実施す	60分
	相談支援に必要な技術 (講義3)	本人で中心とした(本人の選択・決定)又張で美心す るに当たり、獲得すべき支援技術について理解する。	007
	(神我3)	るに当たり、没付すべき又版文例について空所する。	
Ε	相談支援こおけるケアマネジメントの手法とプ	本人を中心とした(本人の選択・決定を促す)ケアマ	90分
ラ	ロセス	ネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について	
	(講義 4)	理解する。	
=			
ン	相談支援における家族支援と	各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携	90分
グ	地域資源の活用への視点	することにより地域において効果的な相談支援体制	72
	(講義5)	が構築されることを理解する。相談支援において地	
	(11) 120 - /	域資源を把握しネットワークを構築することの重要	
		性について理解する。(自立支援)協議会の目的、	
		仕組み、機能について理解する。	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的	障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉	90分
	に支援するための法律及び児童福祉法	サービス等の基本的な内容を理解する。また、障害者	
	(以下「障害者総合支援法等」)の理念・	総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理	
	現状とサービス提供プロセス及びその他	解する。	
	関連する法律等に関する理解	- ハーグ ○ ・	
	(講義6)	用する場合の諸制度について理解する。障害者支援	
		における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解す	
		る。	
	障害者の日常生活及び社会生活	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	90分
	を総合的に支援するための法律	とサービス管理責任者の役割、	
	及び児童福祉法における相談支	両者の関係性を理解する。サービス提供において利	
	援(サービス提供)の基本	用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専	
	(講義7)	門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割	
		を理解する。	
		合 計	1 1 時間
1			

- ※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション、閉講式(修了証書交付)は含まれません (前後 20 分程度)。
- ※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。
- ※やむを得ない事情により演習内容に変更が生じることがございますので、ご了承ください。

サービス管理責任者研修等の受講の考え方について

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課作成 2023.9.21 現研修体系の取扱い ◆ 既にサービス管理責任者が1名配置 基礎研修 更新 <実務経験の要件> 実践 されている場合は、基礎研修修了者を、 (B) (A) 相談支援業務 2人目として配置可能 サ 任相 又は 者 研 研 研 ◆ 個別支援計画原案の作成が可能 等丨 者 談 直接支援業務 7修修了 修 修 基ビ 研支 3~8年 修 OJT期間 修援 礎ス 講従 研管 研修を修了した翌年度を初 職 原則、基礎研修を修了してから、2年以 年度と起算して、5年度毎の各 修理 義事 ※ 実務経験の要 部者 ▲の相談支援又は直接支援業務の臺灣整 年度末までに更新研修の修了 曺 件の期間を満た 分初 **験が必要**。<u>(※)例外あり</u> が必要 す2年前から受 任 ※更新研修受護開始日前5年間 講可能「 において2年以上の従事が要件 Ж 6年経験した以降に受講が可能 ※OJT 6 月以上で実践研修を受講する場合の要件 「変更届出書」を届出するケース ・やむを得ない事由による人員の欠如時以降、サービス管理責任者等として ◆次の①~③の全ての要件を満たす必要がありま **みなし配置**する場合 す。 ・既にサービス管理責任者等が1名以上配置され、基礎研修修了者を、2人 ① 基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等 **目以上のサービス管理責任者等として配置**する場合 の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は 直接支援業務3~8年)を満たしている。 「個別支援計画原案作成従事者届出書」を届出するケース ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援 ・基礎研修修了者が生活支援員等として配置されたまま、サービス管理責任 計画作成の業務に従事する。 者等のもとで、個別支援計画の原案作成の業務に従事する場合。 ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に (生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案作成の業務に従事 届出を行う(原則、OJT開始前に届出)。 する場合)

※ 留意事項

- 基礎研修修了者とは、「⊗:サービス管理責任者等基礎研修、®:相談支援従事者初任者研修講義部分の両方を修了した者」。
- 基礎研修修了者となった日とは、「例と ®の修了証の修了日のうち、後に受けた研修の修了日」。
- OJT(実務経験)期間の計算は、基礎研修修了者となった日の翌日から数える。 例) ♠の研修をR5.6.6に修了し、®の研修をR5.7.12に修了した場合、R5.7.12が「基礎研修修了者となった日」となる。 OJTの開始はR5.7.13から可能であり、その場合は、R7.7.12以降に実践研修が受講可能となる。
- 実務経験や研修受講要件等を満たさずに研修を修了した場合は、研修の修了を無効とする。

別紙3 (実務経験要件)

サービス管理責任者の要件となる実務経験については次のとおり

- 「① 相談支援業務に従事」
 - →下記主に I 及び II の期間の通算で、5年以上
- 「② 直接支援業務(有資格)に従事」
 - →下記主にⅡ及びⅠの期間の通算で、5年以上
- 「③ 直接支援業務(資格なし)に従事」
 - →下記Ⅲの期間が通算で、8年以上
- 「④ 国家資格等3年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」
 - →下記 I からⅢまでの期間が通算して<u>3年以上</u>、かつⅣの期間の通算で、<u>3年以上</u>
- (以下「実務経験者」という)

Ι

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上の障害があること

又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の

日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下**「相談支援の業務」**という。) その他これに準ずる業務に従事した期間

- ① ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第 1項に規定する**地域生活支援事業**
 - ・改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業
 - ・改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業
 - ・改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業
 - その他これらに準ずる事業

の従事者

- ② ・児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所
 - 身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所
 - ・改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する<u>精神障害者社</u> 会復帰施設
 - 知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所
 - 社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
 - ・発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター
 - ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ③ · 障害者支援施設
 - ・児童福祉法第7条第1項に規定する<u>障害児入所施設</u>
 - ・老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する**精神保健福祉センター**
 - ・生活保護法第38条第2項に規定する救護施設及び同法第3項に規定する更生施設
 - ・介護保険法第8条第28項に規定する<u>介護老人保健施設</u>及び同条第29項に規定する<u>介護医療院</u>、 同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
 - ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ④ ・障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項に規定する**障害者職業センター**
 - ・同法第27条第2項に規定する**障害者就業・生活支援センター**
 - その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- 5 ·特別支援学校
 - その他これらに準ずる機関

の従業者又はこれに準ずる者

⑥ ・健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所

の従業者又はこれに準ずる者

(社会福祉法第19条第1項(社会福祉主事) 各号のいずれかに該当する者、

相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識 及び技術を修得した者と認められる者、IVに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事 者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る)

П

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・社会福祉法第19条第1項(社会福祉主事)各号のいずれかに該当するもの、
- ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うため に必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
- ・児童福祉法第18条の4に規定する保育士、
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条(児童指導員)各号のいずれかに該当するもの
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間
- ① 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害福祉サービス事業、児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問 看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ⑤ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

Ш

Ⅱの①から⑤までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事 した期間

IV

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、 社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格 に係る業務に従事した期間

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事者した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事 した日数が900日以上であることをいう。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験については次のとおり

- 「① 相談支援業務に従事」
 - →下記主に I 及び II の期間の通算で、<u>5年以上</u>かつ当該期間からIII の期間を除いた期間が、3年以上
- 「② 直接支援業務(有資格)に従事」
 - →下記主に II 及び I の期間の通算で、<u>5年以上</u>かつ当該期間からⅢの期間を除いた期間が、3年以上
- 「③ 直接支援業務(資格なし)に従事」
 - →下記IVの期間が通算で、<u>8年以上</u>かつ当該期間からVの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上
- 「④ 国家資格等5年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」
 - →下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの期間を通算した期間から、Ⅲ及びVの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつⅥの期間が通算で5年以上
- (以下「実務経験者」という)

Ι

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童福祉法第4条第1項に規定する児童(以下「児童」という。)の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

- ① ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第78条第1 項に規定する地域生活支援事業
 - ・改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業
 - ・改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業
 - ・改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業
 - その他これらに準ずる事業

の従事者

- ② · 児童相談所
 - ・児童福祉法第44条の2第1項に規定する**児童家庭支援センター**
 - ・身体障害者福祉法第11条第2項に規定する身体障害者更生相談所
 - ・改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する<u>精神障害者社会復</u> 帰施設
 - 知的障害者福祉法第12条第2項に規定する知的障害者更生相談所
 - 社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
 - ・発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター
 - ・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ③ · 障害児入所施設
 - ・児童福祉法第37条に規定する乳児院
 - 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設
 - ・児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設
 - ・児童福祉法第44条に規定する**児童自立支援施設**
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する**障害者支援** 施設
 - ・老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター
 - ・生活保護法第38条第2項に規定する救護施設及び同法第3項に規定する更生施設
 - ・介護保険法第8条第28項に規定する<u>介護老人保健施設</u>、同条第29項に規定する介護医療院、同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
 - ・その他これらに準ずる施設**の従業者又はこれに準ずる者**
- ④ ・障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項に規定する障害者職業センター
 - ・同法第27条第2項に規定する**障害者就業・生活支援センター**

・その他これらに準ずる施設

の従業者又はこれに準ずる者

- ⑤ ・学校教育法第 1 条に規定する**学校**(大学を除く)
 - ・その他これらに準ずる機関

の従業者又はこれに準ずる者

⑥ ・健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所

の従業者又はこれに準ずる者

(社会福祉法第19条第1項の各号のいずれかに該当する者)

(相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、Ⅳに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者に限る)

Π

次の①から⑤までに掲げる者であって、

- ・社会福祉法第19条第1項(社会福祉主事)各号のいずれかに該当するもの、
- ・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び 技術を修得したものと認められるもの、
- ・児童福祉法第18条の4に規定する保育士、
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条(児童指導員)各号のいずれかに該当するもの
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間
- ① 障害児入所施設、児童福祉法第36条に規定する助産施設、乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第39条第1条に規定する保育所、同法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第40条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者
- ② 障害児通所支援事業、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第5項に規定する養育支援訪問事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第12条に規定する事業所内保育事業、同条第13項に規定する病児保育事業並びに同条第14条に規定する子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者
- ③ 健康保険法第63条第3項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第89条第1項に規定する訪問 看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定 する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ⑤ 学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

Ш

老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療育病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間

\mathbf{N}

Ⅱの①から⑤までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事し た期間

V

老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療育病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、 老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これら に準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間 を合算した期間

\mathbf{V}

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事者した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事 した日数が900日以上であることをいう。

別紙 5 講師氏名、所属、専門分野、略歴、業績

講義名	講師氏名		役職	専門分野	略歴	業績
相談支援の目的	平松 浩	人はるにれ の里	相談支援 専門員	障害者(児)相談支援	社会福祉法人くろまつ内つくし 園 後志リハビリセンター (H14.4~H22.7) 社会福祉法人はるにれの里石狩市相談支援センターぷろっぷ(H22.8~R3.4) 同法人 自閉症地域生活支援センターなないろ(R3.4~)	
相談支援の基本的視点	齋藤 亮	社会福祉法 人会 福祉 根恩 地 者 相談 ターといっという しょく はば	相談支援專門員	障害者相談支援·就労相談支援	社会福祉法人後志報恩会小樽後 志地域障がい者就業・生活支援 センターひろば(H19.2~H24.3) 同法人 小樽地域障がい者相談 支援センターさぽーとひろば(H2 4.4~現在)	
相談支援の基本的視点	寺田 有	紀 社会福祉法 人楡の会 発達相談き らめきの里	相談支援 専門員	障害者·児相談 支援	社会福祉法人楡の会 相談室あ~てる(H21.4~現在) 同法人 発達相談きらめきの里(H26.4~現在)	
相談支援技術	平野 啓	介 日本医療大学	准教授	介護福、 (本) では (本) では (ま) では	社会福祉法人はるにれの里 知的障害者更生施設 厚田はまなす園(H8.4~H13.3) 学校法人西野学園 総合企画室 生涯学習センター(H13.4~H15.3) 同法人 札幌医学技術福祉専門 学校(H15.4~H20.3) 同法人 札幌医学技術福祉専門 学校(H20.4~H30.3) 学校法人旭川大学 旭川大学短期大学部(R2.4~R3.3) 日本医療大学(R3.4~現在)	COVID-19 禍における社会 福祉従事者の実態把握と その対策~生活状況の把握と偏見・差別を手がかりとして~「北海道の福祉」(2021年度吉田・飯塚・長瀬基金)1-100,2022年共著 就労している発達障害者 への発達障害者へのインタビューから一旭川大学 短期大学部紀要第51号 101-114,2021年単著、等
相にケジのプロセン法ス	俵谷 知	実 社会福祉法 人はるにれ の里	管理者·相 談支援 生員	障害者·児相談支援	北海道中央児童相談所 (H20.4~H21.3) 北海道大学大学院教育学研究院 (H20.5~H21.3) 近畿大学九州短期大学通信部 (H20.6~H21.3) 社会福祉法人はるにれの里相談室ぽらりす (H21.3~現在) 同法人 札幌市障がい児等療育支援事業 地域活動支援センターアンナプルナ (H24.10~現在)	
相に家と源の視点 で現る援資用	山本 彩	札幌学院大学	教授	発達ないでである。 では、大きなでである。 では、大きなでである。 では、大きなででは、大きなででは、大きなででは、大きなででは、大きなでは、大きなできる。 では、大きないでは、大きなでは、まないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、	五稜会病院(H8.4~H13.3) 北海道大学病院精神科臨床 (H13.4~H16.8) 札幌市スクールカウンセラー (H14.4~H17.3) 社会福祉法人はるにれの里札 幌市自閉症・発達障害支援セン ター主任(H17.4~H21.3) 同法人相談室ぽらりす管理者	支援を拒否する自閉症 スペクトラム特性を つ人に対する介入博士論 グラムの開発(博士論 文) 自閉症スペクトラム障 害特性を背景にもつ社 会 的 ひ き こ も CRAFT(CommunityReinfo

				究 等	兼 相談支援専門員 (H21.4~ H26.3) 同法人札幌市自閉症・発達障害 支援センター所長 (H26~ H27.3) 札幌刑務支所 臨床心理士 (H27.6~H31.3) 札幌学院大学心理学部 (H30.4~現在)	rcement and Family Training)を参考に介入 した二事例、共著、等
相に家と源の視点 を関係である。 を表している。 でである。 でである。 でである。 では、 でである。 でである。 でである。 でである。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	伊藤 真基	社会福祉法人あけぼの福祉会	管理者·相 談支援員	障害者·児相談 支援	株式会社コムスン 千歳市市立 病院 託児所(H16.4~H17.3) 社会福祉法人あけぼの福祉会 入社 入所施設岩内あけぼの学 園 (H17.7~H24.3) 同法人岩宇地区相談支援センタ ー(H24.3~現在)	
総法る状ビのスをおも、サ提口をはなりである。	重泉 敏聖	特定非営利 活動はれ 業・生活が 援プラと ねっと	センター長	障害者就労支 援		札幌市自立支援協議会 就労支援推進部会会長 (H22~R4) NPO 法人 JC-NET ジョブ コーチネットワーク理 事
総合支援 法にお る相談支 援の基本	光増 昌久	日本グルー プホーム学 会	運営委員	障害者福祉実 践論	社会福祉法人 札幌緑花会大倉 山学院児童指導員(S49~S59.3) 同法人 松泉学院主任、部長、施 設長 (S59.4~H9.4) 同法人松泉グループ総合施設長 (H25.4~H31.3) 北星学園大学(H23~R3)	日本グループホーム学会 代表(H13.6~R3.9)

科目	獲得目標	内容	時間数
	支援と相談支援従事者(サート	ごス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関	する
講義(5時間) 間談支援(障害児 者支援)の目的	人間の尊厳、基本的人権の 尊重のための支援の意 味と価値を理解する。 また、利用者理解、利用者の 自己選択・自己決定の重要 性について理解すると ともに、障害児者の地域での 生活の実情について理 解する。 相談支援の基本的価値 観は、障害者の権利に関する 条約の趣旨に基づくべ きことを理解する。	 ・障害者の権利に関する条約(以下「CRPD」という)、障害者基本法障害者基本計画、障害者差別解消法、障害者総合支援法、障害福祉計画及び障害者虐待防止法の趣旨等を踏まえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことをできるために生活支援が実施されること、また、障害者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であることについて理解するための講義を行う。 ・講義を実施する上では、障害児者が置かれている立場への理解を深めるため、精神障害(発達事、高次脳機能障害を含む)、内部障害、知り障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、難治性疾患など、多様な障害のある当事者による講義等、地域の実情に合わせた工夫を行う。 	講義 1.5 時間
相談支援の基本的視点(障害児者支援の基本的視点)	エンパレス (本人を) 大変で本人を (本人の選に当ません) では、本人の選に当まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	・障害者ケアガイドライン等を活用し、障害者への生活支援の重要な視点として①共生社会の実現(ソーシャルインクルージョン)、②意思形成とびの大力のでは、意思決定支援)④地域におけるであると及び表明の支援(意思決定支援)④地域におけるであるとののでは、「のリカバリー、「のリカバリー、「のリカバリー、「のリカバリー、「のリカがリー」、「のリカがリー」、「のリカがリー」、「のリカがリー」、「のリカがリー」、「のリカがリー」、「のリカがリー」、「のリカがリー」、「のリカがリー」、「のリカがリー」、「のリカがリー」、「のいまさに、「のいまさい。」、「では、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は	講義 2.5 時間

持っている言語手段やその背景を理解する。

・障害児者の地域生活において、国際生活機能分類 (以下「ICF」という。)の視点をもとに人的支援、環境 整備、経済基盤支援、家族支援、医療、教育などの支 援についての実情を具体的に理解する。 ・CRPD 第7条、24条に基礎付けつつ、機会の平等と インクルーシブ教育の両面から、特に発達過程に ある児童期の支援の重要性を理解するための講義 を行う。 本人を中心とした(本人の)・個人、集団、地域、社会及び制度等に焦点を当てた 講義 相談支援に必要な 1 時間 選択・決定) 支援を実施す 視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワーク 技術 るに当たり、獲得すべき支 の理論と基礎的面接技法及びコミュニケーション 援技術について理解する。 技法を含む相談支援技術の基礎について講義を行 ・ケースワーク、グループワーク、コミュニティソー シャルワークの各技術、カウンセリングやケアマ ネジメント、ネットワーク、コンサルテーション、 ソーシャルアクション及びスーパービジョン等の 相談支援に従事する者として獲得が必要な支援技 術について理解する。 ・相談支援に従事する者が、燃えつきや巻き込まれ に陥ることなく従事者が持つ多様性(障害の有無、 年代、ジェンダーなど)を生かした支援を行うため に、ピアスーパービジョンが重要であることを理 解する。 ・実践研究などによる経験から学ぶ省察的思考の 必要性について理解する。 ・真意の確認において特別な配慮を要する障害者 (知的障害児者や自閉スペクトラム症者等) と のコミュニケーションの基本を理解する。 ・障害特性を認識、背景を考察するための対人援 助のスキルを学ぶ。 2、相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義(3時間) 相談支援におけるケア 本人を中心とした(本人の ・本人を中心としたケアマネジメント(ストレング 選択・決定を促す) ケアマ スモデル)の目的、意思決定に配慮した一連のプ 1.5 時間 マネジメントの手法と ネジメントのプロセスと必 ロセスについて、具体的な計画相談支援等の事例 プロセス 要な技術の全体像について を用いて講義を行う。 理解する。 ・ 意思疎通に困難を有する障害児者 (知的障害児者 や自閉スペクトラム症者等)の場合のアセスメン トとニーズ把握の基本的な注意点と技術を理解 ・相談支援専門員とサービス管理責任者、児童発達 支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」) サービス提供責任者との具体的な連携のあり方に ついて理解し、個別支援計画等は、サービス等利 用計画・障害児支援利用計画(以下「サービス等利 用計画等」) に記載された総合的な支援の方針やニ ーズ、目標等に基づき作成され、適切なサービス 提供のためには両計画の連動が重要であること を理解する。 ・ ケアマネジメントにおける社会資源の活用、多職

種連携、チームアプローチ、不足している社会資

源の創設の重要性について留意する。

相談支援にお ける家族支援 と地域資源の 活用への視点

各相談支援事業の役割と 機能を理解し、相互が連 携することにより地域に おいて効果的な相談支援 体制が構築されることを 理解する。

相談支援において地域資 源を把握しネットワーク を構築することの重要性 について理解する。

(自立支援)協議会の目 的、仕組み、機能について理解 する。

· 指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、 地域生活支援事業による相談支援事業(障害者相 談支援事業、基幹相談支援センター、専門性の高 い相談支援事業等) の各役割と機能、相互の連携 並びに重層的な体制を構築することの重要性に ついての講義を行う。

- ・重層的相談支援体制に障害のある当事者の相談 支援専門員が所属する相談支援事業所があるこ とについての必要性を理解し、当事者視点につい て学ぶことと、体制づくりを意識させる。
- ・相談支援(ケアマネジメント)を実施するに当た って、サービス提供事業者等の地域資源を適切に 調整するためには、それらについての情報を把握 しネットワークを構築しておくことの重要性に ついて講義を行う。
- ・障害児者とその家族が陥りやすい関係性をライフ ステージごとに理解し、それぞれのステージにお いて必要となる家族支援とその重要性について 理解する。
- ・障害児に関わる教育分野における関係する事業 (特別支援教育コーディネーター、校内委員会等) とそれらの事業との連携について理解する。
- ・個別の相談支援活動から見い出される課題を地域 課題として共有し、解決に向け官民による協働が 行われる協議会の目的、仕組み、機能について講 義を行う。また、各都道府県内における協議会を 活用した地域課題の解決事例について報告等を
- ・障害のある当事者等により組織される団体等との 連携を図ることの必要性について理解する。

3、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供の プロセスに関する講義(3時間)

障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律及び児童 福祉法(以下「障 害者総合支援法 等」) の理念・現 状とサービス提供 プロセス及びその 他関連する法律等 に関する理解

目的、基本理念や障害福祉 サービス等の基本的な内容 を理解する。また、障害者 総合支援法等における自立 支援給付等の仕組みを理解 する。

介護保険制度対象の障害者 の障害福祉サービスを利用 する場合の諸制度について 理解する。

障害者支援における権利擁 護と虐待防止に関わる法律 を理解する。

障害者総合支援法等の ┃・これまでの障害福祉制度の変遷を踏まえ、障害者総合 支援法等による障害児者の自立と共生社会の理 念、その実現を図るために必要な障害福祉サー ビス及び児童福祉サービス等の制度概要につい て講義を行う。具体的には、自立支援給付等 (障害児通所支援、障害児入所支援を含む)、地 域生活支援事業、不服申し立て、障害福祉計画 及び障害児福祉計画、(自立支援) 協議会の位置 付けについて理解する。

> · CRPD を踏まえつつ、介護保険制度の対象となった 障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律に基づく自立支援給付 と介護保険制度との適用関係等について」(平成 19年3月28日付け通知)に基づき、心身の状況 やサービス利用を必要とする理由は様々であるこ とから一律に介護保険サービスを優先的に利用す るものとはせず、個々の事情を踏まえる等適切な 支援を提供するために必要な制度等の知識につ いて講義を行う。

講義 1.5 時間

1.5 時間

	障害福祉サービス等の提供	・障害者の権利を護るための関連制度(障害者の権利 に関する条約、障害を理由とする差別の解消の推進 に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者 に対する支援等に関する法律、成年後見制度や日常 生活自立支援事業等)の関係性及び概要について 講義を行う。 ・相談支援事業の成り立ち、相談支援の体系(自立	講義
障生生にめ児お援提出を対している。これでは、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生にの別には、大学・学生には、大学・学・学生には、大学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・学・	できる。 ではいって、いますが、 ではいる相談支援専門員と サービス管理責任者等の役割、 ある。 サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止門者の権利を関るために相談支援事責任者を理と とサービス管理責任者を理解する。	7,77	時 我 1.5 時間